

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（附則第十三条関係）

改正案	現行
<p>第六十二条 公正取引委員会が、第五十四条第一項又は第二項の規定により、審決をもつて違反行為の差止めその他の処分を命じた場合においては、被審人は、裁判所の定める保証金又は有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。次条第一項及び第六十八条において同じ。）を供託して、当該審決が確定するまでその執行を免れることができる。</p> <p>（略）</p>	<p>第六十二条 公正取引委員会が、第五十四条第一項又は第二項の規定により、審決をもつて違反行為の差止めその他の処分を命じた場合においては、被審人は、裁判所の定める保証金又は有価証券を供託して、当該審決が確定するまでその執行を免れることができる。</p> <p>（略）</p>